

私立大学の給与の高い所では、文科系のみの大学とか、教員1人当たり学生数の多い所が目立つというように、それだけ教員負担も高くなっており、実質的にみて賃金が高いとはいえない。

また、私立大学は、国立又は公立に比して、全体として高齢化が著しいが、給与は、逆に低い大学が少なくない。

(3) ちなみに学生の定員・実人員比率では、国立の57.1%が定員未満にあるのに対し、公立では定員の1倍以上2倍未満が91.7%、私立では2倍以上が32.9%で最高3.6倍というものがある一方最低は0.6倍と、私立でのばらつきの著しいことが目立つ。この場合私立での定員未満は国公立でのそれと全く意味が異なることに注意する必要がある。そしてそこでは、諸条件が極めて悪い。

(4) また、助手を除いた教員1人当たり学生数は国立が概して10人前後、公立が10～20人であるが、私立は最低4.1人から最高102.1人までさまざまである。また、国立では地方大学が多いこと、公立は国立に比しばらつきの幅が大きいこと、私立は70人以上というものがない一方では5.9人とか8人とかいう過疎校もあること。全般に学部別では医学部は1けた、工学部は10～20人と文科系より少ないが、私立の工学部では50～70人の例も多いこと、法、経、教養部が国立・私立とも多いこと（教養部は国立で3～50人、私立100人以上）等が指摘される。

(5) その他の研究・教育諸条件についてみても、とりわけ近年の異常な物価上昇の中で図書費・実験費等の高騰も研究と生活を圧迫するものとなっていることは周知のところである。特に自然科学系の場合、早くも8月中旬に今年度の教官研究費が底をつき今後の研究に著しい支障をきたしている事例もあり、また、研究業績の発表にも投稿料の自己負担の異常な増大が研究意欲を著しく阻害するに至っていることも看過できない。自由な研究を保障する経常研究費の伸びが物価の伸びに追いつかず、プロジェクト研究の比重が増大することも学問研究の自由の上から問題であると指摘されている。いわゆる総定員法や定数条例あるいは私学財政の困難による大学における研究教育要員の不足、とりわけ研究補助職員の不足と待遇の劣悪さも問題とされねばならない。非常勤講師の待遇にいたっては一層劣悪であることも指摘されねばならない。

9-68

総学庶第1832号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、	}	殿（各通）
厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣、		
運輸大臣、労働大臣、建設大臣、		
自治大臣、科学技術庁長官、環境庁長官、		
国土庁長官、文化庁長官		

日本学術会議会長 越 智 勇 一

開発に関する事前評価について（申入れ）

標記のことについて、本会議第66回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

国民の生活環境を激変させる地域の開発、あるいは新しい産業技術の開発は、経済の発展、国民生活の向上を目的としてすすめられるものであるが、従来この種の開発に着手する際、そのもたらす有利な効果のみが着目され、否定的な面について十分な検討を加えることなくすすめられてきた傾向がつよい。このことが、今日、回復することの困難あるいは不可能な国民の生命・健康への脅威、国土・環境の汚染と荒廃をうみだしてきたといえる。このような事実にかんがみ、政府は次の点について早急に具体的な検討を開始し、もって有効な処置を講ずるよう申し入れる。

- (1) すべての新しい開発をすすめようとする場合、それが環境にあたえる影響や生命・健康への安全性について十分な事前評価を行うことを国・自治体・民間企業など、これをすすめようとする開発主体に義務づける。
- (2) 事前評価は、科学的に厳正なものでなければならない。その事後効果に不明または疑わしい点がある場合は、その問題点と評価の根拠を明らかにし、公開しなければならない。
- (3) 科学研究の現在の水準から考えると、完全な安全の確認が不可能な場合はもちろん、安全と判定された場合でも、開発の進行過程において不安をいだかせる要件に対しては、開発主体はその状況をたえず追跡調査し、その結果を公表しなければならない。開発事業が終了した後においても事後効果の追跡は継続されなければならない。
- (4) 実情の調査、予測、検証などが厳密に科学的におこなわれることを保障するため、疑惑が生じた場合、科学者から民主的に選ばれた第三者機関をもうけその審査にあたらせる。
- (5) 開発の進行過程において予期しなかった好ましくない事象が明らかになった場合は、開発を一時中止し、第三者機関による科学的な調査を行う。その結果によっては、計画の変更または廃止、開発によって生じた損害の補償、必要な場合は原状の回復あるいは修復が、開発主体及びこれを行政指導した国・自治体等の負担において行われるべきである。また、このような開発に対する制御が有効に行われうる範囲の速度と規模をこえる開発がなされてはならない。
- (6) 科学研究の現状は、現実の開発が要請している予測や評価を完全に成し遂げるための有効な根拠を提供しうるものとは必しもなっていない。この立ち後れを克服するために、開発のもたらす事後効果や開発のあり方を検討しうる基礎となる科学研究の画期的な推進が必要である。そのためには、科学者の自主的・民主的要求にもとづいた人文・社会・自然諸科学にわたる調和のとれた科学研究の促進と学際的総合化を可能ならしめる研究体制の整備が必要である。